

の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、一一〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五九、二四五人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 七、九二〇人

西津軽郡選挙区 六、三四四人

南津軽郡選挙区 六、四七五人

北津軽郡選挙区 八、三〇四人

上北郡選挙区 二八、七七二人

三戸郡選挙区 二一、四五一人

青森市選挙区 八三、五五二人

弘前市選挙区 五一、〇四二人

八戸市選挙区 六五、四八四人

黒石市選挙区 一〇、一七〇人

五所川原市選挙区 二〇、六〇三人

十和田市選挙区 一八、〇三八人

三沢市選挙区 一一、一四六人

むつ市選挙区 二二、六七四人

つがる市選挙区 一〇、四三四人
 平川市選挙区 一一、七五一人

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
東津軽郡	大宮 逸雄	東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤二九番地	山口 元榮	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二一五番地
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山八八番地	戸沼 英哉	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三六番地一
南津軽郡	小田桐旭雄	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井一九番地四	三浦 秀男	南津軽郡藤崎町大字福島字東田八八番地三
北津軽郡	北畠 徹郎	北津軽郡板柳町大字滝井字前田四番地	葛西 榮喜	北津軽郡板柳町大字飯田字村元九〇番地一
上北郡	高松 捷一	上北郡東北町字上笹橋三番地三	柴田 宏	上北郡東北町大字大浦字大浦二番地一
三戸郡	東 満	三戸郡南部町大字上名久井字下毛町二九番地	中野 正美	三戸郡南部町大字玉掛字前田二八番地一
青森市	神 一郎	青森市幸畑一丁目一八番一号	井上 享	青森市松森一丁目七番四〇号

弘前市	松山 武治	弘前市大字青樹町五番地一〇	一戸 鐵弘	弘前市大字一町田字村元六〇八番地三
八戸市	中村 昭雄	八戸市根城五丁目九番二一〇号	早狩 博規	八戸市日計四丁目八番四三〇号
黒石市	乗田 兼雄	黒石市大字竹鼻字山元四七番地一	木立 春男	黒石市大字高館字乙松坂二〇番地
五所川原市	川浪太刀男	五所川原市大字藻川字蟹淵二八番地二	白川 昭麿	五所川原市金木町朝日山四四六番地五
十和田市	古館 實	十和田市東三番町二番三〇号	高屋 實	十和田市大字滝沢字高屋一二番地
三沢市	河村 幸利	三沢市松園町三丁目七番一九号	佐々木 仁	三沢市大字三沢字堀口七六番地五四号
むつ市	畑中 政勝	むつ市大畑町兎沢二〇四番地五	久慈 徹雄	むつ市川内町川内一七四番地
つがる市	乳井 三一	つがる市木造林常盤二七番地三	成田 久	つがる市柏桑野木田鶴野三七番地
平川市	内山 久人	平川市唐竹葛原五八番地二	佐藤 正道	平川市金屋上松元三四番地四

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	場 所	日 時
東津軽郡	青森県庁南棟三階選挙管理委員会室	平成二十三年四月十二日午前十一時
西津軽郡	鯨ヶ沢町役場三階第四委員会室	平成二十三年四月十一日午後三時
南津軽郡	藤崎町役場三階大会議室	平成二十三年四月十一日午後三時

北津軽郡	板柳町福祉センター二階板柳町選挙管理委員会事務室	平成二十三年四月十一日午後三時
上北郡	東北町役場本庁舎三階委員会室	平成二十三年四月十二日午前十時
三戸郡	南部町役場三階中会議室	平成二十三年四月十二日午前十時
青森市	青森市民体育館	平成二十三年四月十日午後九時十五分
弘前市	弘前市役所新館四階第一会議室	平成二十三年四月十一日午後三時
八戸市	八戸市体育館	平成二十三年四月十日午後九時十五分
黒石市	黒石市中央スポーツ館	平成二十三年四月十日午後九時
五所川原市	五所川原市役所五階第二会議室	平成二十三年四月十一日午後三時
十和田市	十和田市総合体育センター	平成二十三年四月十日午後九時十五分
三沢市	三沢市総合体育館	平成二十三年四月十日午後九時
むつ市	むつ市役所第四会議室	平成二十三年四月十二日午前十時
つがる市	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	平成二十三年四月十日午後九時
平川市	平川市役所三階特別会議室	平成二十三年四月十一日午後三時

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 様式

平成二十三年四月執行
青森県議会議員一般選挙投票

○注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

印

こうほしや 候補者	しめい 氏名
--------------	-----------

二 規格等

規格はおおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。
紙質はBPPコート紙一キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙に用いる点字投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 様式

平成二十三年四月執行
青森県議会議員一般選挙投票

○注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

印

こうほしや 候補者	しめい 氏名
--------------	-----------

二 規格等

規格はおおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙一キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における船員の不在者投票に

用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたと告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

<p>船員不在者投票 選挙</p> <p>○注 ちゅうい</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしや しめい</small> <small>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしや</small> <small>候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small></p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <small>こうほしや</small> 候補者 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <small>しめい</small> 氏名 </td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table>	<small>こうほしや</small> 候補者	<small>しめい</small> 氏名		
<small>こうほしや</small> 候補者	<small>しめい</small> 氏名				

二 規格等

規格はおおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。紙質は上質紙七キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十一月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたと告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
弘前市	一一	平川市	六
青森市	一六	つがる市	四
三戸郡	六	むつ市	六
上北郡	一〇	三沢市	四
北津軽郡	四	十和田市	四
南津軽郡	六	五所川原市	六
西津軽郡	四	黒石市	四
東津軽郡	四	八戸市	一四

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	五、八七二、一〇〇円	八戸市	五、九三八、二〇〇円
西津軽郡	五、四七九、七〇〇円	黒石市	六、四三三、三〇〇円
南津軽郡	五、五九五、二〇〇円	五所川原市	五、六一〇、一〇〇円

北津軽郡	五、九六七、七〇〇円	十和田市	六、一四五、八〇〇円
上北郡	五、六九一、一〇〇円	三沢市	六、六七五、四〇〇円
三戸郡	五、六八〇、五〇〇円	むつ市	五、七八二、〇〇〇円
青森市	五、九八〇、五〇〇円	つがる市	六、四九七、九〇〇円
弘前市	六、〇一八、三〇〇円	平川市	五、四八七、五〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	場	所	在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号	
西津軽郡	鱒ヶ沢町選挙管理委員会事務局	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九番地二	
南津軽郡	藤崎町選挙管理委員会事務局	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地	
北津軽郡	板柳町選挙管理委員会事務局	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九番地三	
上北郡	東北町選挙管理委員会事務局	上北郡東北町上北南四丁目三二番地四八四	
三戸郡	南部町選挙管理委員会事務局	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二二三番地一	
青森市	青森市選挙管理委員会事務局	青森市中央一丁目二番五号	

弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局	弘前市大字上白銀町一番地一
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局	八戸市内丸一丁目一番一号
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町二一番地一
五所川原市	五所川原市選挙管理委員会事務局	五所川原市字岩木町二一番地
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局	十和田市西十二番町六番一号
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一番三八号
むつ市	むつ市選挙管理委員会事務局	むつ市中央一丁目八番一号
つがる市	つがる市選挙管理委員会事務局	つがる市木造若緑六一番地一
平川市	平川市選挙管理委員会事務局	平川市柏木町藤山二五番地六

ただし、平成二十三年四月一日における選挙長の事務所は次のとおりとする。

選挙区名	場	所	在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会委員室	青森市長島一丁目一番一号	
西津軽郡	鱒ヶ沢町役場三階第一委員会室	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九番地二	
南津軽郡	藤崎町役場三階中会議室	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地	
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九番地三	
上北郡	東北町役場本庁舎三階大会議室	上北郡東北町上北南四丁目三二番地四八四	
三戸郡	南部町役場三階中会議室	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二二三番地一	

青森市	青森市役所第三庁舎一階会議室	青森市中央一丁目二番五号
弘前市	弘前市民会館一階大会議室	弘前市大字下白銀町一番地六
八戸市	八戸市庁別館七階会議室	八戸市内丸一丁目一番一号
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町一番地一
五所川原市	五所川原市役所五階議場ロビー	五所川原市字岩木町二番地
十和田市	十和田市役所新館第四会議室	十和田市西十二番町六番一号
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一番二八号
むつ市	むつ市役所第四会議室	むつ市中央一丁目八番一号
つがる市	つがる市生涯学習交流センター「松の館」一階C会議室	つがる市木造若緑五二番地
平川市	平川市役所三階特別会議室	平川市柏木町藤山二五番地六

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 大 宮 逸 雄

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須 藤 壽

一 場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九番地二

鰺ヶ沢町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局西津軽郡出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 小 田 桐 旭 雄

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地

藤崎町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局南津軽郡出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 北 畠 徹 郎

一 場所 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九番地三

板柳町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局北津軽郡出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 高 松 捷 一

一 場所 上北郡東北町上北南四丁目三二番地四八四

東北町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局上北郡出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 東 満

一 場所 三戸郡南部町大字苦米地字下宿二三番地一

南部町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 神 一 郎

一 場所 青森市中央一丁目二番五号

青森市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 松 山 武 治

一 場所 弘前市大字上白銀町一番地一

弘前市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 中 村 昭 雄

一 場所 八戸市内丸二丁目一番一号

八戸市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局八戸市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 乗 田 兼 雄

一 場所 黒石市大字市ノ町一番地一

黒石市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 川 浪 太 刀 男

一 場所 五所川原市字岩木町一二番地

五所川原市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 古 館 實

一 場所 十和田市西十二番町六番一号

十和田市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 河 村 幸 利

一 場所 三沢市桜町一丁目一番三八号

三沢市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 畑 中 政 勝

一 場所 むつ市中央一丁目八番一号

むつ市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会事務局むつ市出張所

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長 乳 井 三 一

一 場所 つがる市木造若緑六一番地一

つがる市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局つがる市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長 内 山 久 人

一 場所 平川市柏木町藤山二五番地六

平川市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所

二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭